

無資格受診 にご注意!



新しい保険証が来るまで
手元に置くのは×!
使えないのですぐに返却!

会社を退職するとイオン健保の加入資格を失います。したがって**退職日翌日から、これまでのイオン健保の保険証では医療機関の受診ができなくなります。**これは被扶養者のご家族も同様です。

また、被扶養者が就職したり、別の方の扶養になった時、年間収入が130万円(60歳以上は180万円)以上見込まれる時も資格を失いますので、速やかに扶養異動(削除)の手続きと、新しい健康保険組合等への加入手続きを行ってください。また、**受診時には医療機関窓口に健康保険組合が変更になったことを必ずお伝えください。**

無資格でありながらイオン健保の加入者として受診された場合は**不当利得**となりますので、イオン健保が立替えた**7~9割分**を被保険者ご本人にご請求します。喪失日まで遡るため、場合によってはご請求額が高額になることもありますのでご注意ください。

退職後の
(資格喪失)
保険証は
どうする?

被扶養者のご家族分も含め、保険証を会社の人事経由で必ず返却してください。任意継続保険を申請する場合も一旦、返却が必要です。高齢者受給者証や限度額適用認定証をお持ちの場合は併せて返却をお願いします。